



「亀山ブランド」第3弾を募集します!

～亀山にしかない 魅力をお届けします～

本市の魅力ある特産品を戦略的に発信し、市のイメージ向上と地域経済の活性化を図るため、令和3年度に初めて「亀山ブランド」を認定しました。

これまでに17事業者34品目の亀山ブランド認定品を登録し、県内外のイベントでのPRなど、さまざまな取り組みを展開しています。

今回は、亀山ブランド第3弾として認定する商品とその事業者を募集します。事業者の皆さんから、自慢の商品の申請をお待ちしています。



問合せ先 商工観光課観光・地域ブランドグループ (☎84-5074)

亀山ブランド認定品 募集内容

●募集期間

8月1日(火)～9月15日(金)

●申請要件

次の要件をすべて満たす事業者等が申請できます。

- ▷農林水産業または製造業やサービス業を営む個人、法人またはこれらを営む者で組織される法人もしくは団体
- ▷原則として、市内に生産、加工等または営業の拠点を有すること
- ▷その他
 - ・暴力団員が役員となっている事業者でないこと
 - ・暴力団または暴力団員と密接な関係を有する事業者でないこと
 - ・市税等を滞納していないこと

●認定対象

(1)認定対象となるのは、事業者等が取り扱ってから1年を経過し、かつ次の①～⑤のいずれかに該当するものです。

- ①市内で生産された農林水産物
- ②市内で製造または加工された製品
- ③市内で生産された農林水産物を使用した加工品等
- ④市に縁のある歴史上の著名人または市内の名所、名跡等をPRする亀山市産品
- ⑤市のイメージアップにつながるもので市長が認めるもの

(2)認定は1事業者等につき5品目までとします。

※同じ品目で味、形、色等に相違があっても、同一品目と認められる場合は1品目とします。

●認定の特典

- (1)認定された商品は、亀山ブランド認定シールを貼り付けて販売することができます。
- (2)認定盾、ミニタペストリー、卓上のぼり旗等を交付します。
- (3)認定された商品は、市ホームページに掲載します。
- (4)広報かめやま、行政情報番組マイタウンかめやまなどで紹介します。
- (5)各種特産品イベントでPR販売します。(全国各地で開催される物産フェアなど)
- (6)マスメディアを活用したPRを行います。
- (7)亀山ブランド認定商品の販路拡大を行います。
- (8)ふるさと納税返礼品として優先的に取り扱いします。

●提出書類

(様式は市ホームページからダウンロードできます)

- ①亀山ブランド認定申請書
 - ②亀山ブランド認定申請調書
 - ③誓約書
 - ④申請者の概要が分かる書類
 - ア 定款または規約その他これに類する書類
 - イ 法人にあつては、当該法人の登記簿謄本
法人以外の団体にあつては、代表者の住民票
個人にあつては、申請者の住民票
 - ウ 申請者の事業内容等が分かる書類
 - ⑤認定を受けようとする市産品の概要が分かる書類
 - ⑥市税等を滞納していないことを証する書類
 - ⑦その他市長が必要と認める書類
- ※申請は、1事業者等につき5品目を上限とします。

●提出方法

商工観光課観光・地域ブランドグループ(〒519-0195 本丸町577)へ持参または郵送してください。

●審査および認定

次の5つの認定基準に基づき審査し、その結果を申請者に通知します。

- ①地域性 ②独自性 ③信頼性 ④市場性 ⑤将来性

●認定登録料および有効期間

(1)認定を受けた事業者等には、認定登録料を納めていただきます。1品目は1万円、2品目目以降は1認定品につき5千円

※更新の登録料は、1品目は5千円、2品目目以降は1認定品につき3千円

(2)有効期間

認定日から令和7年12月31日まで

※更新の有効期間は、認定の終了する日の翌日から2年間

●スケジュール

- 8月～9月 認定申請
- 10月～11月 審査・決定
- 令和6年1月 認定式

亀山ブランド 🔍 検索